

○厚生労働省令第 号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、並びに消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第二項において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条、第三十七条の三第一項及び第二項並びに第三十七条の四並びに消費生活協同組合法第十三条の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 福岡 資麿

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(情報通信の技術を利用した提供) 第二十九条 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの イ 共済事業を行う組合(当該組合との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。))を提供する相手方(以下この条において「利用者」という。))又は当該組合の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)(の使用に係る電子計算機と利用者等(利用者又は利用者との契約により利用者ファイル(専ら利用者の用に供されるファイル)をいう。以下この条において同じ。))を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)(の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、同項に規定する事項の提供を行う共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) ロゝニ (略)	(情報通信の技術を利用した提供) 第二十九条 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの イ 共済事業を行う組合(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う共済事業を行う組合との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「利用者」という。))又は当該組合の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)(の使用に係る電子計算機と利用者等(利用者及び利用者との契約により利用者ファイル(専ら利用者の用に供されるファイル)をいう。以下この条において同じ。))を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)(の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。))を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、同項に規定する事項の提供を行う共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) ロゝニ (略)

(広告類似行為)

第三十八条 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する厚生労働省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げる事項の全てのみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ・ハ (略)

ニ 第四十三条第一項に規定する方法により提供される情報を十分に確認すべき旨

(削る)

(削る)

(契約締結前の情報の提供)

第四十三条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（利用者から第一号

(広告類似行為)

第三十八条 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する厚生労働省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ・ハ (略)

ニ 次に掲げるいずれかの書面を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第四十四条第一項第二号に規定する契約変更書面

(契約締結前交付書面の記載方法)

第四十三条 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、日本産業規格 Z 8305 に

に掲げる方法による当該情報の提供の請求があつた場合にあつては、当該方法）により行うものとする。 一 次のいずれかの書面の交付 イ 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を記載した書面（以下「契約締結前交付書面」という。） ロ 既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約を締結しようとする場合において、当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項に変更すべきものがあるときにおける当該変更すべき事項を記載した書面 二 前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法（第二十九条第一項に規定する方法をいう。第四十七条第一項第二号において同じ。）による提供	2 前項に規定する情報の提供を同項第二号に掲げる方法により行うおととする共済事業を行う組合は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。 一 あらかじめ、利用者に対し、その旨及び第三十条各号に掲げる事項を示し、前項に規定する情報の提供を同項第二号に掲げる方法により受けることについて、書面、当該共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第二十九条第一項第二号に掲げる方法による承諾を得ること。 二 あらかじめ、利用者に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること。 イ 第三十条各号に掲げる事項 ロ 当該共済事業を行う組合に対し、当該利用者が前項第一号に掲げる方法による当該情報の提供を請求することができる旨	3 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三
規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第四十六条第八号に掲げる事項を、枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。	3 共済事業を行う組合は、契約締結前交付書面には、第四十六条第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。	

第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

一 第四十六条第一号に掲げる事項

二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの

5 第三項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第四十六条第八号に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、前項に規定する事項の次に記載するものとする。

（契約締結前の情報の提供を要しない場合）

第四十四条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約を締結しようとする場合において、当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項に変更すべきものがないときとする。

（削る）

（削る）

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第四十四条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約を締結しようとする場合であつて、次に掲げるときとする。

一 当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二 当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面

(削る)

(利用者が支払うべき対価に関する事項)

第四十五条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する厚生労働省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定共済契約に関して利用者が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定共済契約に係る共済金等の額に対する割合又は当該特定共済契約を締結することにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。)及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの事項に係る情報の提供をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

2 (略)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第四十六条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項として提供される情報を十分に確認すべき旨

二 十二 (略)

(準用金融商品取引法第三十七条の三第二項の規定による説明を要しない事項等)

第四十六条の二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第四十六条第八号に掲げる事項とする。

2 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項ただし書に規定する

(以下「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第五条の規定並びに第二十九条の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

(利用者が支払うべき対価に関する事項)

第四十五条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する厚生労働省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定共済契約に関して利用者が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定共済契約に係る共済金等の額に対する割合又は当該特定共済契約を締結することにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。)及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

2 (略)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第四十六条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該契約締結前交付書面を十分に読むべき旨

二 十二 (略)

(新設)

厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 利用者属性（利用者の知識、経験、財産の状況及び当該特定
共済契約を締結しようとする目的をいう。）に照らして、準用
金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する情報の提供の
みで当該利用者が同条第二項に規定する事項の内容を理解した
ことを適切な方法により確認した場合

二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する事項に
ついて説明を要しない旨の当該利用者の意思の表明があつた場
合

（契約締結時の情報の提供）

第四十七条 特定共済契約が成立したときにおける準用金融商品取
引法第三十七条の四の規定による情報の提供は、次に掲げる方法
のいずれか（利用者から第一号に掲げる方法による当該情報の提
供の請求があつた場合にあっては、当該方法）により行うものと
する。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定
める書面の交付

イ 特定共済契約が成立したとき 当該特定共済契約に係る準
用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項を記載した
書面

ロ 既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを
内容とする特定共済契約が成立した場合において、当該変更
に伴い既に成立している特定共済契約に係る準用金融商品取
引法第三十七条の四に規定する事項に変更すべきものがある
とき 当該変更すべき事項を記載した書面

二 前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

2 第四十三条第二項の規定は、前項に規定する情報の提供を同項
第二号に規定する方法により行おうとする共済事業を行う組合に
ついて準用する。

（新設）

(契約締結時交付書面の記載事項)

第四十七条の二 特定共済契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 十一 (略)

(契約締結時の情報の提供を要しない場合)

第四十八条 特定共済契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約が成立した場合において、当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る同条に規定する事項に変更すべきものがないときとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(特定共済契約の締結の事業に係る禁止行為)

第四十九条 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する厚生労働省令で定める行為は、特定共済契約の締結又は解約に関し、利用者に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為とする。

(契約締結時交付書面の記載事項)

第四十七条 特定共済契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項(特定共済契約の成立後遅滞なく利用者に共済証書を交付する場合にあつては、当該共済証書に記載された事項を除く。)を記載しなければならない。

一 十一 (略)

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第四十八条 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約が成立した場合においては、次に掲げるときとする。

一 当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二 当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該利用者に対し変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第五条の規定並びに第二十九条の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

(特定共済契約の締結の事業に係る禁止行為)

第四十九条 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(削る) (貸付事業の運営に関する措置) 第五十一条 (略) 2・3 (略) 4 前項に規定する「債務者の要請により債権者が行う事務の費用」は、次に掲げる費用(消費税額等相当額を含む。)とする。 一 (略) 二 法令の規定により、金銭の貸付けに関して債務者に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて電磁的方法(第五十三条第一項各号に規定する方法をいう。以下同じ。)により債務者に提供された事項の再提供の手数料 三 (略) 5 13 (略)	一 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、利用者(特定投資家(準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の利用者みなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)を除く。以下この号において同じ。)に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの)について利用者の知識、経験、財産の状況及び特定共済契約を締結する目的に照らして当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定共済契約を締結する行為 二 特定共済契約の締結又は解約に関し、利用者に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為 (貸付事業の運営に関する措置) 第五十一条 (略) 2・3 (略) 4 前項に規定する「債務者の要請により債権者が行う事務の費用」は、次に掲げる費用(消費税額等相当額を含む。)とする。 一 (略) 二 法令の規定により、金銭の貸付けに関して債務者に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて電磁的方法により債務者に提供された事項の再提供の手数料 三 (略) 5 13 (略)
--	--

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（特定共済契約に係る契約締結前の情報の提供等に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則（以下「新規則」という。）第四十三条第一項又は第四十七条第一項の規定による請求をしようとする者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、これらの規定の例により、その請求をすることができる。この場合において、当該請求は、施行日において当該規定によりされたものとみなす。

2 改正法附則第三十五条の規定による改正後の消費生活協同組合法第十二条の三第二項において準用する改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十七条の三第一項又は第三十七条の四の規定による情報の提供について、この省令の施行の際現に利用者から改正法附則第三十五条の規定による改正前の消費生活協同組合法第十二条の三第二項において準用する改正

法第一条の規定による改正前の金融商品取引法（以下この項において「旧金融商品取引法」という。）第三十七条の三第二項又は第三十七条の四第二項において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第四項の規定による承諾を得ている組合（新規則第一条に規定する組合をいう。以下同じ。）は、施行日に当該利用者から準用金融商品取引法第三十七条の三第一項又は第三十七条の四の規定により行う新規則第四十三條第一項第二号又は第四十七條第一項第二号に掲げる方法による情報の提供に係る新規則第四十三條第二項第一号（新規則第四十七條第二項において準用する場合を含む。）に規定する承諾を得たものとみなす。

3 新規則第四十三條第二項第二号（新規則第四十七條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による告知をしようとする組合は、施行日前においても、同号の規定の例により、その告知をすることができる。この場合において、当該告知は、施行日において同号の規定によりされたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三條 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。